

不登校支援の充実に向けた基本方針

これまで、不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、校外では教育支援センターの運営、不登校支援コーディネーターによる相談支援、フリースクールやICT等を活用した学習に取り組む児童生徒の出席認定、校内ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談支援、別室における個別支援、その他、電話・面談による相談窓口の開設など、様々な取り組みを進めてきました。

ここ数年の全国的な傾向と同様に、神戸市においても不登校児童生徒数は年々増加していることから、これまでの支援の現状と課題を検証するとともに、今後の不登校支援のあり方について検討するため、有識者等で構成される検討委員会を開催し、令和5年1月に意見がまとめられました。検討委員会の意見をもとに、令和5年3月に文部科学省から示された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」も踏まえ、「不登校支援の充実に向けた基本方針」を策定しました。

I 基本的な考え方

登校のみを目標とするのではなく、すべての児童生徒に多様な学びの場を確保し、児童生徒の意思を尊重しつつ支援することとし、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できることを目指します。

II 支援の方向性

不登校の要因や背景は一人ひとり異なることから、児童生徒・保護者が必要な支援を受けられるよう、学校が早期の状況把握と早期支援を行うとともに、学校と教育委員会事務局が連携して、多様な学びの場の確保と積極的な情報提供を行いながら、個々の状況に応じてきめ細やかな支援を行います。

0 行きたくなる学校づくり

すべての児童生徒が安心して学校に通えるよう、わかりやすい授業づくりを進め、個別最適な学びを実現するとともに、いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応、校則等の見直しなど学校活動への児童生徒の主体的な参画など、魅力ある学校づくりを推進します。

児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係を構築できるよう、自分の思い・考えの伝え方や、相手の思い・考えを理解する姿勢を学ぶ「人間関係づくり」に取り組むとともに、学校行事や学級活動等を通じて自己有用感・自己肯定感を感じられるよう、一人ひとりに活躍の場が与えられ、互いに認め励まし合える「居場所・絆づくり」を進めます。

1 早期の兆候把握と早期支援

児童生徒の心身の状態の変化や登校しづらくなっている状況を早期に把握して、担任をはじめチーム学校として児童生徒・保護者の思いに寄り添って、速やかに組織的な支援を行います。特に進学や進級時には環境の変化に伴い登校しづらくなる児童生徒が増加傾向にあることから、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

2 不登校児童生徒への支援の充実

学びたいと思った時に安心して学べる多様な学びの場を確保するとともに、ICT を効果的に活用した相談の機会やつながりの場を提供して、児童生徒の個々のニーズに応じた支援の充実を図ります。

3 保護者サポート・民間施設等との連携推進

保護者が悩みを抱えて孤立することなく、適切な情報や支援を得られるよう、わかりやすく相談しやすい総合窓口を設置するとともに、民間施設等の取り組みについて情報提供します。また、フリースクールや NPO 等と密な連携を図り、協調して不登校児童生徒への支援を行います。

III 具体的な支援策

1 早期の兆候把握と早期支援

(1) 児童生徒の心身の状態変化の把握

小さな SOS を見逃さないよう、学期ごとに行う児童生徒へのいじめアンケート調査に加えて、ICT を活用した健康観察等を通して、児童生徒の心身の状態変化の把握に努めます。登校しづらくなっている児童生徒に対しては、担任等の家庭訪問により生活の様子を確認し、児童生徒と直接会えない場合は保護者から様子等を確認しながら、個々の状況に応じた支援を行います。

特に進学、進級時には健康面での配慮事項をはじめ児童生徒の状況等を丁寧に引き継ぐとともに、環境の変化に伴い登校しづらくなっていないか一人ひとりの状況をより注意深く観察し、必要な支援を行います。

(2) チーム学校による早期支援

学校に配置している心の専門家であるスクールカウンセラーが授業見学や面談等を通じて児童生徒・保護者の思いに寄り添った直接的な支援を行います。校内不登校支援委員会において必要な情報を教職員間で共有することで、チーム学校としての組織的な支援を強化します。

2 不登校児童生徒への支援の充実

(1) 校内サポートルームの整備

自分の学級に入りづらい児童生徒が、校内において安心して過ごすことができる「校内サポートルーム」を整備し、教室以外の居場所づくりを進めます。教室への復帰のみを目的とせず、児童生徒が落ち着いた場所で、自分のペースで学習・生活できる環境をつくります。

(2) 教育支援センターにおける支援

不登校支援の地域拠点として設置している「教育支援センター（くすのき教室）」において、自校に在籍しながら通級する不登校児童生徒を支援します。学校と連携を図りながら、一人ひとりの状態に応じて、自学自習を基本とした指導やカウンセリング等を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性等を育て、主体的な社会的自立を目指します。

(3) 不登校特例校の設置

自校への登校が難しい生徒を対象にした学校である「不登校特例校」を設置します。独自の教育課程を編成して一人ひとりの意欲や個性を伸ばす授業や体験活動を行うとともに、社会的自立に向けたコミュニケーション能力を育成し、個々の学習状況に応じた学びを支援します。

※不登校特例校：文部科学省が学校教育法施行規則第 56 条に基づいて指定した学校で、指定校区に関係なく入学・転校して新たな環境で学ぶことができます。

(4) オンライン相談窓口の設置

登校しづらく、学校内外を問わず専門機関等の相談窓口や支援につながない児童生徒を対象に、学習用パソコンを活用したスクールカウンセラー（臨床心理士）等によるオンライン相談を行います。

(5) ICT を活用したつながり・学習の支援

対面による支援が難しい生徒を対象に、オンライン上でコミュニケーションが出来る仮想空間を提供し、他者とのつながりの場を設けます。また、興味・関心の幅を広げて学びの喜びを感じられるよう動画等のオンライン教材を提供するなど、ICT を活用した学習支援を行います。

3 保護者サポート・民間施設等との連携推進

(1) 不登校支援相談センターの設置

保護者がどこへ相談すれば良いかわからず一人で悩みを抱え込むことがないよう、不登校に関する総合相談窓口として「不登校支援相談センター」を設置し、児童生徒の状況や悩みごと・困りごとを丁寧にお伺いしながら、保護者に寄り添って助言を行います。また、教育支援センター、フリースクール等の各種施設や多様な居場所等に関する情報をわかりやすく提供して支援につなげます。

(2) 保護者へのサポート

不登校児童生徒の保護者同士が集い、悩みの共有や情報交換ができる交流スペースを不登校支援相談センター内に設けます。また、不登校支援に関する保護者向けのセミナーを開催するとともに、保護者が不安や悩みを気軽に相談できる場づくりなどの支援を行います。

児童生徒を取り巻く教育環境の変化により学校だけでは解決できないケースについては、スクールカウンセラーとともに、各区に配置している福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが、こども家庭センターや区役所等の関係機関と連携を密にして支援を行います。

(3) 民間施設等との連携推進

フリースクール等へ通所もしくは自宅等において ICT 等を活用して学習する児童生徒の学習状況等を把握して積極的に出席認定を行います。

不登校支援コーディネーターを中心にフリースクールや NPO 等と密な連携を図るとともに、定期的に連携会議を開催し、情報共有と相互理解を深め、協調して不登校児童生徒への支援を行います。